

こすもす

234号 令和3年5月号



SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 大

会長 佐々木 直隆

株式会社 佐々木 総研

西日本 税理士 法人

西日本 社会保険 労務士 法人

株式会社 M&C パートナーコンサルティング

株式会社 タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL : 093-651-5533

FAX : 093-652-2550

URL : <https://www.sasakigp.co.jp>



法人決算の自主点検と申告書確認表

令和3年3月期決算法人の申告が始まっています。令和2年4月1日以降開始事業年度から大法人は電子申告が義務化されているため、申告書の提出前には、添付書類等の漏れや誤りがないよう申告書確認表等を活用することも一法です。国税庁では、調査課所管法人向け(原則、資本金1億円以上の法人)に申告書確認表等を提供しています。申告誤りを未然に防止し、税務上のリスクを軽減するための資料の一つで、令和2年6月末時点で調査課所管法人のうち約3割が利用しているといわれています。「申告書確認表」は、提出直前の申告書の自主点検の際に活用するもので、法人が申告書作成時に誤りやすい事項を別表ごとにまとめたチェックシートです。単体法人用・連結申告用・個別帰属額届出用・外国法人用があります。もう一つは、自主点検用資料「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書作成前の決算調整事項や申告調整事項の把握もれ等の自主監査に活用するものです。社内の税務・決算処理について主要な勘定科目ごとに誤りやすい事項が58項目にまとめられています。尚、これらの確認表は提出の必要はないですが、会社事業概況書には活用の有無を記入する欄が設けられており、税務調査等の際に活用の状況を確認する場合があります。

(税務通信より一部抜粋)



(税務会計コンサルティング部 部長 森永 治)

税務関係書類の押印義務の見直しについて

行政手続の押印義務の見直しが進んでいます。河野太郎内閣府特命担当大臣は昨年11月に行った記者会見で「押印を求めている行政手続のうち、99%以上については押印の廃止を決定する、あるいは廃止の方向で準備する」と発表しました。この発表の後、昨年12月に令和3年度税制改正大綱が閣議決定されましたが、大綱では令和3年4月1日以降に提出する税務関係書類の押印義務の見直しが明記されています。また、国税庁のホームページでも「税務署窓口における押印の取扱いについて」と題して、押印義務の見直しについて記載がされています。具体的には、次に掲げる書類を除いて押印を廃止するとされました。

担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち、財産の分割の協議に関する書類

押印が廃止される書類は、これまで認印で可とされたものです。主な例を挙げると、確定申告書・給与所得者の扶養控除等申告書や保険料控除申告書といった年末調整書類・各種届出書などが該当します。一方で上記のように実印と印鑑証明書の提出が求められる書類は今後も押印が必要になります。このため、相続税申告の際に添付する遺産分割協議書の写しなどはこれまでどおり実印を押印したものを提出することになります。令和3年4月1日以降に税務関係の手続をされる際にはご注意ください。

(税務会計1課 マネジャー 峯 良輔)

令和 4 年 10 月から段階的に一部の短時間労働者の社会保険の加入が義務化されます

令和 2 年 5 月 29 日に成立した年金法の改正により、令和 4 年 10 月からは従業員数 101 人以上

令和 6 年 10 月からは従業員数 51 人以上の事業所について社会保険の適用拡大が始まります。

	要件	平成 28 年 10 月～(現行)	令和 4 年 10 月～(改正)	令和 6 年 10 月～(改正)
対象 事業所	従業員数	501 人以上	101 人以上	51 人以上
短時間 労働者	労働時間	週の所定労働時間 20 時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額 88,000 円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して 1 年以上 使用される見込み	継続して 2 ヶ月を超えて 使用される見込み	継続して 2 ヶ月を超えて 使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

従業員数は $A+B$ の合計...現在の厚生年金保険の適用対象者(従業員には、パート・アルバイトを含む)

A :フルタイムの従業員 B :週労働時間がフルタイムの 3/4 以上の従業員数

適用までには 1 年半ほどの期間がありますが、加入対象者の把握及び周知、意向確認等準備に係る時間的余裕も考慮して、適用対象となる事業所においては早めの対応を考えておきましょう。

参考:厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト <従業員数 500 人以下の事業主のみなさまへ>

(労務コンサル課 藤原 由美)

保険を活用した従業員福利厚生制度について

企業の福利厚生において法人保険の加入があります。法人保険を従業員に適用する場合は法定外福利厚生費とすることができ、従業員を手厚く保護することが可能になるため社外や求人の際にアピールできることもあります。企業側にとっても退職金支払いの財源不足などに備えることが可能です。

法人保険には数種類ありますが、福利厚生によく使われる養老保険について簡単にご紹介します。

養老保険は一定期間内(保険期間内)の死亡を保障します。併せて保険期間終了後には満期保険金、中途解約の場合には解約返戻金を受け取れるので退職金の財源に充てることができます。満期時の保険金受取人は法人となりますが、死亡保険金の受取を被保険者の遺族とすることで支払保険料の 1/2 が損金計上となります。経費を活用しながら退職金財源を確保できるこの制度は多くの企業で活用されています。

福利厚生制度は企業にとって優秀な人材の確保と長期定着のために欠かせない制度のひとつです。ぜひ、ご検討されてみてはいかがでしょうか？

(総務課 / LP・RM 課 山田 広子)

2021年5月

5月1日	土	
5月2日	日	
5月3日	月	
5月4日	火	
5月5日	水	
5月6日	木	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
5月7日	金	
5月8日	土	
5月9日	日	
5月10日	月	◎源泉所得税の納付
5月11日	火	
5月12日	水	
5月13日	火	
5月14日	水	
5月15日	土	
5月16日	日	
5月17日	月	
5月18日	火	
5月19日	水	
5月20日	木	
5月21日	金	
5月22日	土	
5月23日	日	
5月24日	月	※消費税 振替日
5月25日	火	
5月26日	水	
5月27日	木	
5月28日	金	
5月29日	土	
5月30日	日	
5月31日	月	☆健保・厚生年金保険料の納付日 ※所得税 振替日

2021年6月

6月1日	火	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
6月2日	水	
6月3日	木	
6月4日	金	
6月5日	土	
6月6日	日	
6月7日	月	
6月8日	火	
6月9日	水	
6月10日	木	◎源泉所得税の納付
6月11日	金	
6月12日	土	
6月13日	日	
6月14日	月	
6月15日	火	
6月16日	水	
6月17日	木	
6月18日	金	
6月19日	土	
6月20日	日	
6月21日	月	
6月22日	火	
6月23日	水	
6月24日	木	
6月25日	金	
6月26日	土	
6月27日	日	
6月28日	月	
6月29日	火	
6月30日	水	☆健保・厚生年金保険料の納付日



【北九州オフィス】

〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550

【福岡オフィス】

〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177